## 議案第22号

北九州市立青少年の家管理規則の一部改正について 北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年8月22提出

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

提案理由 足立青少年の家の廃止に伴い、北九州市立青少年の家管理規則(昭和47年北九州市教育委員会規則第11号)を改める必要があるので、この議案を提出する。

# 北九州市立青少年の家管理規則の一部改正について (青少年の家「足立青少年の家」の廃止)

## 1 改正の理由

北九州市では、青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他により青少年の 健全な育成を図ることを目的として、現在、市内に7つの青少年の家を設置してい る。

足立青少年の家は、昭和35年に小倉北区寿山町7番14号に設置された。

その後、昭和53年に建替えが行われ、都市近郊の自然を生かし、オリエンテーリングや市民のレクリエーションの場として活用できる社会教育施設としての役割を担ってきた。

しかし、近年、少子化の進行に伴う利用者の減少に加え、施設の老朽化が進んでいることから、平成28年度に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づき、足立青少年の家は、令和6年10月1日に廃止することとし、令和5年12月議会で条例議案を提出し可決された。

そのため、改正条例の施行に合わせ、北九州市立青少年の家管理規則(昭和47年教育委員会規則第11号)の一部改正を行うもの。

なお、施設の廃止後は、隣接する足立青少年キャンプ場跡地とともに、民間事業者による活用を行っていく予定。

## 2 改正の内容

北九州市立青少年の家管理規則の一部改正

足立青少年の家を令和6年10月1日施行で廃止することに伴い、別表第1(第 2条関係)から「足立青少年の家」を削除する。

#### 3 施行期日

令和6年10月1日

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年 月 日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立青少年の家管理規則の一部を改正する規則 北九州市立青少年の家管理規則(昭和47年北九州市教育委員会規則第11 号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 足立青少年の家 畑キャンプセンター を 夜宮青少年センター 」

畑キャンプセンター 夜宮青少年センター

に改める。

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

北九州市立青少年の家管理規則新旧対照表

		ſ						
	田	別表第1(第2条関係)	無	智				
			入退所時間	略	智			
北九州市立青少年の家管理規則新旧対照表			(大)		足立青少年の家	畑キャンプセンター	夜宮青少年センター	
北九州市立青少年の刻	新		備考	盤				
		別表第1 (第2条関係)	入退所時間			褞		
参考			X 54	留.	畑キャンプセンター	夜宮青少年センター		

## 【参考添付】令和5年11月16日教育委員会会議 付議資料 (抜粋)

## 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (青少年の家「足立青少年の家」の廃止)

## 1 改正の理由

北九州市では、青少年の指導者の研修、青少年の宿泊研修その他により青少年の 健全な育成を図ることを目的として、現在、市内に7つの青少年の家を設置してい る。

足立青少年の家は、昭和35年に小倉北区寿山町7番14号に設置された。

その後、昭和53年に建替えが行われ、都市近郊の自然を生かし、オリエンテーリングや市民のレクリエーションの場として活用できる社会教育施設としての役割を担ってきた。

しかし、近年、少子化の進行に伴う利用者の減少に加え、施設の老朽化が進んでいることから、平成28年度に策定した「北九州市公共施設マネジメント実行計画」において、足立青少年の家は、令和7年度末までに廃止することとされた。

こうした中、今回、足立青少年の家の廃止について、利用者である青少年団体などの関係者の理解が得られたことから、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部改正を行うものである。

なお、施設の廃止後は、隣接する足立青少年キャンプ場跡地とともに、民間事業者による活用を行っていく予定である。

## 2 改正の内容

別表第2の青少年の家の項中「足立青少年の家」を削る。 別表第3の青少年の家の項中「足立青少年の家」を削る。

## 3 施行期日

令和6年10月1日

#### 4 議案提出議会

令和5年12月議会

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の青少年の家の項中

I	北九	州市立足立青少	年の家	北九州市	小倉北	区寿山	町7番	1	4 号	
	IJ	もじ少年	自然の家	JJ	門司区	大字喜	多久 7	8	4 番	を
				地の1						

北九州市立もじ少年自然の家 北九州市門司区大字喜多久784番 地の1

改める。

別表第3の2 社会教育関係の表の青少年の家の宿泊を伴うときの項及び宿 「足立青少年の家 泊を伴わないときの項中 もじ少年自然の家」 もじ少年自然の家」 る。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

参考

			位置	1八直	北九州市小倉北区寿山町7番1	4号		』 門司区大字喜多久78	4番地の1		器		
皿			名称	盤	北九州市立	足立青少年	の家	11	もじ少年自	然の家		盤	
	:関係)	141	目的又は事業					盤					
	別表第2 (第3条関係)	社会教育関係	施設の種類		青少年の家								
	另												
			位置		北九州市門司区大字喜多久7	8 4番地の1					器		
兼			名称	盤	北九州市立	もじ少年自	然の家					盤	
	<b>科(大)</b>	垛	目的又は事業					备					
	別表第2 (第3条関係)	社会教育関係	施設の種類		青少年の家								

				備考					1	盤	T			Γ		
							盤					盤				
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				使用料及び手数料	盤	足立青少年の家	もじ少年自然の家	器	器	器	足立青少年の家	もじ少年自然の家	器	盤	器	
	条関係)		関係			宿泊を伴うとき				宿泊を伴わない	₩ ~J					
	別表第3 (第4条関係)	1	2 社会教育関係	施設の種類		青少年の家										型
	_ `															
				備考						盤						
							器					器				
兼				使用料及び手数料	盤	もじ少年自然の家		器	盤	盤	もじ少年自然の家		盤	盤	路	
	別表第3(第4条関係)		迷	殊	使		宿泊を伴うとき				宿泊を伴わない	かん				
	(第4∮	盤	社会教育関係	施設の種類		青少年の家										盤

## 足立青少年の家 概要

施設名称	足立青少年の家														
施設目的	都市近郊の自然を生かし、健全な青少年育成を目的とする。														
所在地	小倉北区寿山町7番14号(足立公園内)														
開設年月	1960年(昭和 35 年)5月 現在の建物は 1978年(昭和 53 年)7 月建築														
主な構造	鉄筋コンクリート 2 階建														
耐用年数	60年(~令和20年)														
建物面積	1,164.47 m <sup>2</sup>														
耐震補強	不要(耐震診断実施済み)														
長寿命化															
管理形態	直営(小倉北区コミュニティ支援課)														
施設内容	ホール、食堂(自炊)、宿泊室(定員 100 人)、研修室、キャンプ場併設														
配置職員	管理人(会信	管理人(会任)2													
主な事業	青少年、団体の指導者及び社会教育関係団体などが利用できる。グループ利用が原 則であるが、家族利用も可能。 自然を利用したキャンプやオリエンテーリング、レクリエーションの場として活用 できる。 令和元年度末までは、あだち少年支援室が入居していた。														
利用者数 (実人数)	R4年度 R3年度	団体数 114 74	1,992	日帰り 2 1,593 2 1,776	216	5									
	R2年度	51	904	777	127										
収支状況	収入	使用料				その他	計 122								
(R4年度)		119	かな 建	\\\ <del>+\</del> _ <del>#</del>	エール	3	122								
	支出	人件費	修繕費	光熱水費	委託料	その他	計 7,001								
		3,130	431	1,174	583	2,483	7,801								
公マネ(分野別計画)	利用者の多い める「玄海青 それぞれの行 設に集約する 民間等による	「年の家」及 宮泊機能を強 る。足立青少	び「もじ少 :化するなと :年の家は令	年自然の家」 *必要な改修 *和7年度末	を当面の拠 等を行った までに廃止 <sup>の</sup>	点施設とし うえで、将来 の方針。	て位置づけ、								
公マネの 展望	令和5年1月	月12日に開	催された諱	会常任委員	会において、	令和6年9	月末を目途								
	に廃止するフ	方針を説明。													